

名水はだの富士見の湯 協力事業者募集案内

平成30年7月

指定管理者 日本メックス株式会社

名水はだの富士見の湯 協力事業者募集(応募条件)

I. ごあいさつ

「名水はだの富士見の湯」は、秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営する「はだのクリーンセンター」の熱エネルギーを利用した施設であり、秦野市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的として平成29年10月1日より供用開始された施設です。

平成29年3月に日本メックス株式会社が指定管理者に選定され、平成29年10月1日より管理運営をさせていただいております。

当社は、「名水はだの富士見の湯」の管理運営方法について様々な観点から検討し、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供すべく努力しております。

又、合理的かつ効率的な業務に努め、施設の有効活用を図り、様々なイベントを通じ利用者の増加を図るとともに顧客満足度の高い施設を目指しております。

つきましては、指定管理者である当社の運営趣旨に賛同いただき、食堂・売店のサービス機能の充実と、来場者に安心・安全でオリジナリティのある飲食サービスを提供することを目的とし、共に「名水はだの富士見の湯」を発展させていただける事業者を募集いたします。

応募条件等をご検討いただき多くの事業者様の応募をお待ち申し上げます。

II. 応募条件

◆事業の場所及び名称

場所 : 秦野市曾屋4553番地の1
名称 : 名水はだの富士見の湯

◆応募資格

- (1)「名水はだの富士見の湯」の設置目的を充分理解し、施設の発展に寄与し、指定管理者日本メックス株式会社と協調して、食堂等の運営にあたる事業者であること。
- (2)良質な飲食物の提供並びに優良なサービスを提供できる能力と実績、資力、信用を有し、安定的に自らが業務を実施できる事業者であること。
- (3)事業に必要な許認可を保持している事業者であること。
- (4)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5)暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

◆応募基準

- (1)現状の設備・内装等の他に設備・備品を希望する場合は、工事費用並びに原材料費、労務費の一切を負担いただけること。
- (2)契約満了および退去する場合には、原状復帰費用を負担いただけること。
- (3)光熱水費、および販売手数料を納入していただけること。
- (4)営業指定日時、特定販売品目を遵守していただけること。
- (5)過去に食中毒など不祥事を起こしていないこと。

※契約期間は、平成30年10月1日から平成31年9月30日とし、年度更新することができます。
ただし、当社の指定管理期間の満了月に、契約満了となります。

名水はだの富士見の湯 協力事業者募集(募集内容・応募方法)

Ⅲ. 募集内容

1. 募集区分

	募集事業者数	個別条件
2階食堂	1事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者への飲食物の提供が安定的に可能な事業者であること。 ・地産地消を理解し、秦野市の特産物の積極的な利用により、特徴的な飲食物を提供できる事業者であること。 ・営業日時、特定販売物販売を遵守できる事業者であること。
1階物品販売	1~2事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市の特産物を中心に、来場者に物品の販売を安定的に行える事業者であること。 ・当社と協力のうえ、オリジナル商品の開発に協力できる事業者であること。 ・販売物の補充や廃棄について事業者自らの責任、負担で行えること。

前項の募集条件並びに上記の個別条件を満たした、法人・団体もしくは個人事業者(同様の事業経験があるもの)とします。

3. 説明会の開催

今回、ご応募いただくか、ご検討いただいている業者様向けに、説明会を下記日程で実施いたします。ご応募をご検討の業者様にはご多忙のところ恐縮ですが是非ともご出席をご検討下さいませ。

※説明会予定

(1)日時:平成30年7月23日(月)15:00~16:00

(2)場所:名水はだの富士見の湯2階会議室

(3)参加申込み:事前申込制 ⇒電話申し込み:0463-82-1026

名水はだの富士見の湯(担当:大坪)

Ⅳ. 応募方法

1. 提出書類

- (1)応募票 (別添用紙) 1部
- (2)定款もしくは寄付行為 1部
- (3)登記簿謄本(3か月以内) 1部
- (4)会社概要等(所在地、経歴・年商、従業員数が記載されているもの) 1部
- (5)役員名簿 1部
- (6)営業報告書、損益計算書・貸借対照表(直近年度のもの) 1部
- (7)運営企画書(別添「企画書作成要領」により作成したもの) 書面 2部

2. 提出先

〒104-0042 東京都中央区入船3-6-3

日本メックス株式会社

TEL:03-5541-5519(担当:若杉・大坪・佐藤)

3. 提出期限

平成30年7月30日(月)必着

※提出期限後、選考会を開催の予定ですが、詳細はご提出いただきました業者様のみに連絡させていただきます。

4. その他

応募に要する一切の費用は応募者の負担とし、
応募書類は返却しません。

※ご不明な点がある場合は上記2. までお問合せください。

名水はだの富士見の湯 協力事業者募集(個別事項)

V. 個別条件

1. 2階食堂

- (1) 厨房設備は、別紙のとおりです。
- (2) 提供する飲食物によって、事業者が必要とするものは別途、事業者が設置し、契約満了時または退店の際には撤去し原状復帰するものとします。
- (3) 売上金は、所定の書類とともに毎日当社に納入していただきます。
- (4) 毎月、総売上金の97%以下(提案によります)を、当社から、運営協力金として提案者に返戻いたします。
- (5) 光熱水費は、実費相当を当社からの請求によりお支払いいただきます。
- (6) 秦野市の産品を使用したメニューを必ず提供するものとし、新たなメニュー開発を積極的に行うものとします。
- (7) 提供するメニューやその価格等は、当社と協議のうえ決定し、改定する場合も同様とします。
- (8) 当社のイベント等に積極的に参加し、イベント割引等について、協議できる事業者であること。
- (9) その他、当社の施設運営に協力を行うこと。

2. 1階物品販売

- (1) 販売スペースの什器備品は別紙のとおりです。
- (2) 事業者が必要とするものは、別途事業者が設置し契約満了時または退店の際に撤去し原状復帰するものとします。
- (3) 納品管理、売上管理、品質管理が適切にできる事業者であること。
- (4) 売上金は、所定の書類とともに毎日当社に納入していただきます。
- (5) 毎月、総売上金から運営協力金として以下により提案者に返戻いたします。

秦野市産品	90%
その他	70%(提案によります)
- (6) 提供する物品やその価格等は、当社と協議のうえ決定し、改定する場合も同様とします。
- (7) 当施設のオリジナル商品の開発等に協力できること。
- (8) その他、当社の施設運営に協力を行うこと。

名水はだの富士見の湯 協力事業者募集(個別事項／書類作成要領)

食堂の企画書作成要領

ご提出いただく企画書には、必ずこの作成要領に基づき、もろさず記載してください。

1. 募集案内に記載の応募条件(応募資格、応募基準)に関する事業者の見解を項目毎に記載してください。
2. 「名水はだの富士見の湯」における食堂運營業務の取り組み方について、次の項目について具体的な考え方、方法等を記載ください。
 - (1) 協力事業者として提案する希望区分とその理由
 - (2) 運営の特徴等
 - (3) 具体的な展開方法について
 - ① 販売品目、販売価格など
 - ② 仕入・在庫管理の方法
 - ③ サービス提供方針と従業員教育
 - ④ 保険付保に関する事項
 - ⑤ ゴミ減量化に対する取り組みについて
 - (4) 設備・内装工事(現状以外の個別に必要なものについてのみ)
 - ① 設備の概要
 - ② 工期と概算費用
 - (5) その他、事業者が必要(当社への協力など)と思われる事項
3. その他
 - (1) A4サイズ用の紙に、文章等は原則としてMS明朝体(11ポイント)以上で記載ください。
 - (2) 専門用語については注釈をつけるなど、できるだけわかりやすく、具体的な根拠や資料に基づいて簡潔にご提案ください。

物品販売の企画書作成要領

ご提出いただく企画書には、必ずこの作成要領に基づき、もろさず記載してください。

1. 募集案内に記載の応募条件(応募資格、応募基準)に関する事業者の見解を項目毎に記載してください。
2. 「名水はだの富士見の湯」における売店運營業務の取り組み方について、次の項目について具体的な考え方、方法等を記載ください。
 - (1) 協力事業者として提案する希望区分とその理由
 - (2) 運営の特徴等
 - (3) 具体的な展開方法について
 - ① 販売品目、販売価格など
 - (4) その他、事業者が必要(当社への協力など)と思われる事項
3. その他
 - (1) A4サイズの用紙に、文章等は原則としてMS明朝体(11ポイント)以上で記載ください。
 - (2) 専門用語については注釈をつけるなど、できるだけわかりやすく、具体的な根拠や資料に基づいて簡潔にご提案ください。